

② 評価段階における資源投入（インプット）情報の拡充について

図 B1-4-1 は、点検評価の実施方針（表 B1-4-2 参照）に基づいて作成された実際の報告書の一部抜粋したものである。

図 B1-4-1 点検評価報告書の一部抜粋

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
担当	都立学校教育部		

主要施策 8 都立小中高一貫教育校の設置

理念を中心に、世界に広げて活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の単方向的な適用等の検討を進める。

施設の取組状況 平成二十六年分・成果

1 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等における検討

- 外部有識者を受えた「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を5回開催し、都立小中高一貫教育校の取組に向け、一貫教育校における教育課程など、「中間まとめ」（平成25年8月公表）後に指摘された課題等について、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、開校予定年月について検討を行った。

◆【予算額：5,000千円 従事職員数2人】

課題

1 平成26年度中に「最終報告」を取りまとめる予定であったが、中央教育審議会答申（平成26年12月）を踏まえて国において小中高一貫教育制度の検討が開始されたことから、その具体的内容を見極め、報告書に反映していくことが必要となった。

今後の取組の方向性

1 都立小中高一貫教育校の取組に向けて、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等において引き続き検討を行い、平成27年度中に「最終報告」を取りまとめる。

2 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、引き続き開校予定年月の検討を行う。

〔平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

（平成26年度分）報告書〕より抜粋）

図 B1-4-1 のとおり、「施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果」欄には、「予算額」が記載されているものの、「決算額」が記載されていない。なぜ「決算額」を記載していないのか、教育庁に質問をしたところ、「東京都の決算については、第四回定例会（12月都議会）にて認定される。一方、「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」は第三回定例会（9月都議会）への提出に向け作成を行っており、認定後の決算額を記載することができない。」との回答を得た。

図 B1-4-2 は、官庁会計における決算スケジュールを示したものである。

図 B1-4-2 官庁会計における決算スケジュール

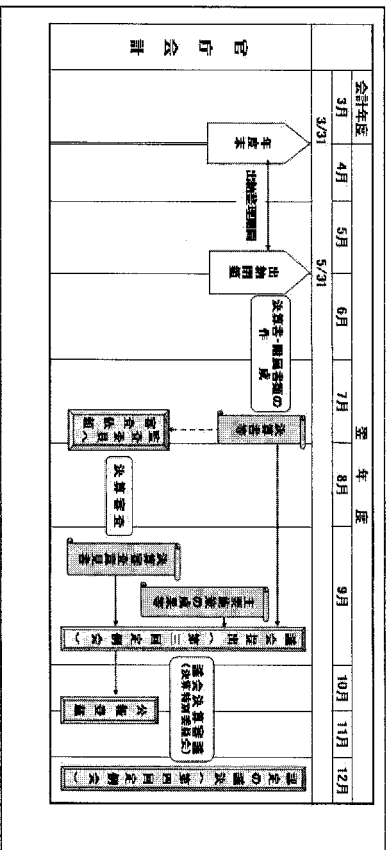


図 B1-4-2 のとおり、官庁会計における決算は、地方自治法第233条に基づき調製されるものであり、まずは、同条第1項において、出納閉鎖後3か月以内に決算書類を都知事に提出しなければならぬとされている。そして、同条第2項において、この決算書類は、監査委員の審査に付されなければならないとされており、図 B1-4-2 における8月の「決算審査」がこれに該当する。さらに、同条第3項において、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされており、この議会の認定が、「決算の認定」のことであり、図 B1-4-2 における12月の「認定の議決（第四回定例会）」がこれに該当する。加えて、点検評価は、決算額の確定前に有識者に諮る必要がある。これら決算のスケジュールからすると、確かに、教育庁の主張のとおり、議会の認定後の「決算額」は公表できない。

しかしながら、点検評価報告書の作成スケジュール上、確定した「決算額」を公表できないからといって、資源の投入（インプット）情報を排除する考え方は問題である。

地方自治法第2条第14項の趣旨に鑑みると、たとえ地方公共団体とは独立した執行機関である教育庁であったとしても、教育庁は、教育行政の目的を達成するとともに、「最少の経費をもって最大の効果」をあげなければならない執行機関であることに変わりはない。そうであるが故に、「東京都立学校の予算編成等に係る規定」第2条においても、「学校教育の維持向上及び教育環境の整備充実のために最少の経費をもって最大の効果をあげる」と定められていると考えられる。したがって、教育事業の評価に際しても、「最少の経費をもって最大の効果」をあげたかという視点は必要不可欠な要素であると言わざるを得ない。

このような視点からすれば、「予算額」と「決算額」又はこれに代替する財務情報とを比較して、財務上の進捗結果を表現できるよう工夫するとともに、当該財務実績をもって得られた事業の結果が費用対効果の観点からも妥当であったか否かについて言及することが必要である。その上で、図 B1-4-1にある「課題」や「今後の取組の方向性」を検討するべきである。

（意見1-5）評価段階における資源の投入（インプット）情報の拡充について

教育庁が毎年9月に公表する点検評価報告書には、「予算額」が記載されているものの、点検評価報告書の作成スケジュール上、不可能であることを理由に「決算額」が記載されていない。

しかしながら、点検評価報告書の作成スケジュール上、確定した「決算額」を公表できないからといって、資源の投入（インプット）情報を排除する考え方は問題である。なぜなら、教育庁は、地方公共団体とは独立した執行機関であったとしても、「最少の経費で最大の効果」をあげなければならない執行機関であることには変わりはないからである。教育庁が、事業の結果を評価するに当たっては、この費用対効果の視点は不可欠であると考えられる。

したがって、教育庁は「予算額」と「決算額」又はこれに代替する財務情報とを比較して、財務上の進捗結果を表現できるよう工夫するとともに、費用対効果の視点をもって、適切に点検評価を実施することとされたい。

③ 評価段階における実績（アウトプット）情報の拡充について

評価段階における実績（アウトプット）情報は、活動の結果を表す指標であり、可能な限り定量的な指標を用いるべきである。しかしながら、表 B1-4-4の「26.教科主任の設置」のように、実績（アウトプット）情報が設けられていない評価項目が存在する。当該「26.教科主任の設置」の施策の取組は「教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する」こととされていることから、その内容に応じて、例えば「教員の組織的な学習指導への取組を強化するための、各教科の指導の目標や方針に関する研修回数」、「教科主任の配置数」及び「学校経営支援センターによる教科主任に対する支援回数」等を定量的な指標として用いることが考えられる。

また、点検評価報告書においては、主要施策の単年度実績（アウトプット）のみが記載されている項目が多く、当初計画とした計画（目標）指標やその後の実績（アウトプット）推移が記載されていない状況である。

点検評価報告書の評価項目は、教育庁がその主要施策の達成のために重要であると認識している項目であることから、単年度実績（アウトプット）のみを記載するのではなく、当初計画した計画（目標）指標やその後の実績（アウトプット）推移を記載した上で、その達成状況や改善策を検討するとともに、これを外部に公表して自らの説明責任を果たすことが必要である。

（意見1-6）評価段階における実績（アウトプット）情報の拡充について
点検評価報告書には定量的な実績（アウトプット）の指標を設定することが可能であるにもかかわらず、その指標が設定されていない評価項目が存在する。また、その指標が設定されているものの、単年度実績（アウトプット）のみが記載されているに過ぎず、計画（目標）指標や過年度からの実績（アウトプット）の推移が全く記載されていない評価項目も存在する。

点検評価は、教育庁がその主要施策を達成するために重要であると認識していることから、可能な限り、定量的な実績（アウトプット）に対応する計画（目標）指標を評価項目として設定し、これを点検評価報告書に記載するとともに、これらの評価項目の計画（目標）指標に応じた実績（アウトプット）情報の推移も記載することとした上で、その達成状況や改善策を検討するとともに、これを外部に分かりやすく公表し、自らの説明責任を果たすこととされたい。

④ 評価段階における成果（アウトカム）情報の拡充について

教育庁は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「教育ビジョン」に基づいて毎年「主要施策」を策定している。表B1-4-4の主要な施策の予算額の合計は、129億円を超えており、このような多額の都税によって施策を実施していることから、資源の投入（インプット）に対する成果（アウトカム）を客観的な数値を用いて都民に説明することが必要であると考えられる。この点、A市の定義を用いるならば、成果（アウトカム）は行政活動の成果を表す指標であり、行政活動の結果として都民が受ける効果を示す指標ということになる。

このような観点から見れば、表B1-4-4のとおり、主要な施策30項目のうち、14項目については定量的な指標が設定されていないことが分かる。もちろん、教育は人間形成に投資をするためのものであり、その成果（アウトカム）は目に見えない形で児童・生徒に浸透する性質を有する面もある。このため、客観的な数値指標を設定することが難しい評価項目もあり、また仮にこれを設定することができても、公表することができない評価項目もあるかもしれない。

しかしながら、教育事業の実施には多額の都税を投入していることから、やはり都民に分かりやすい形で、可能な限り、その成果を評価した上で、改善策を講ずること、また、このようなPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを都民に公表することが必要であると考えられる。

さらに、各年度の点検評価に当たっては、中長期的な計画（目標）項目・指標と関連させて、その達成度（進捗状況）と費用対効果についても言及することが必要である。なぜなら、教育事業は単年度の施策の実施によってその成果を得られるとは限らず、したがって、その単年度の評価も、中長期的な目標に向かう過程の一時点（単年度）での評価に過ぎない面があるからである。

（意見1-7）評価段階における成果（アウトカム）情報の拡充について
教育事業の実施には多額の都税を投入していることから、その成果（アウトカム）を評価し、必要な改善策を講ずるとともに、これを都民に分かりやすく公表することが必要である。

しかしながら、教育庁が公表する点検評価の主要な施策30項目のうち、定量的な成果（アウトカム）が設定されている項目は16項目のみであることから、計画段階において、可能な限り、定量的な指標を明確に設定するとともに、その評価と改善策を都民に分かりやすく公表することとされたい。

また、教育事業は単年度の施策の実施によってのみ成果が得られるとは限らず、したがって、単年度の評価は、中長期的な計画（目標）の達成に向かう過程の一時点（単年度）の評価に過ぎない面があることから、可能な限り、中長期的な計画（目標）とも関連させて、その達成度（進捗状況）や費用対効果についても言及することとされたい。

5. 学校施設の財務情報について

(1) 学校経営管理の責任について

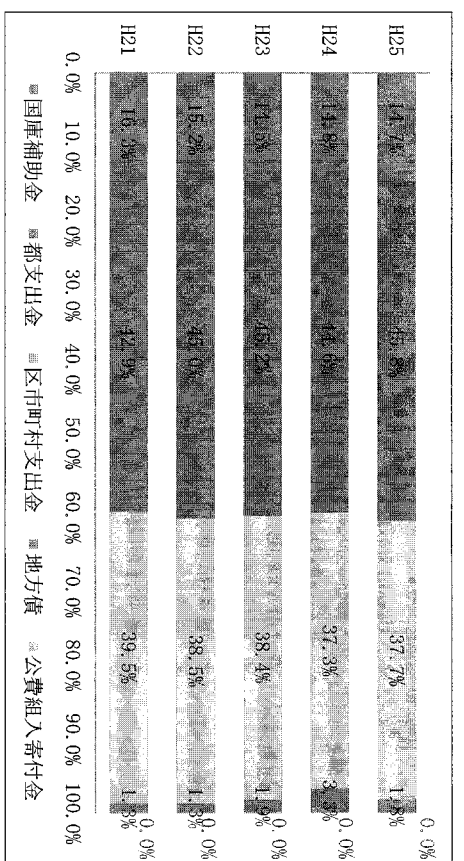
学校の管理運営に関しては、学校教育法第5条において「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定されている。都には、都教育委員会と各区市町村における教育委員会がある。これらの組織や業務内容は、基本的に同一であるが、主に以下の点で異なる。

- ① 設置・管理を行う学校：都は高等学校・特別支援学校、区市町村は小・中学校
- ② 小・中学校に係る教職員人事への関与：都は給与負担・任命、区市町村は服務監督・人事の内申
- ③ 指導・助言等：都道府県教育委員会は区市町村に対し、指導、助言又は援助が可能

このため、公立の小・中学校の設置者は区市町村であり、法令に特段の定めがある場合を除き、その学校の経費を区市町村が負担することになる。また、小・中学校の教職員の給与は、原則として都が負担している。

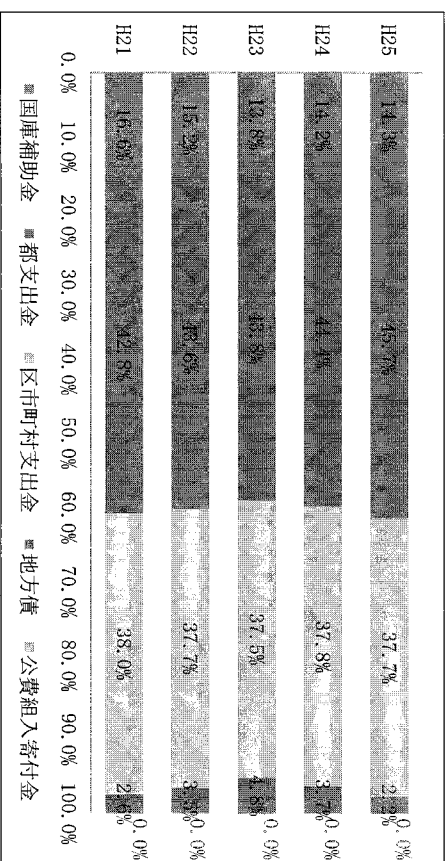
なお、過去5年間について、小・中学校の財源別の構成比は、グラフB1-5-1及びグラフB1-5-2のとおりであり、小学校の学校教育費のうち約45%が都支出金、また中学校の学校教育費のうち約45%が都支出金である。

グラフB1-5-1 区市町村立小学校 学校教育費の過去5年間財源別構成比



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフB1-5-2 区市町村立中学校 学校教育費の過去5年間財源別構成比



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)